

二級建築士  
木造建築士 免許申請書

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。  
外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

私は、二級建築士  
木造建築士 の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写し(原本)等を添えて申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_

島根県知事 様  
島根県指定登録機関  
一般社団法人島根県建築士会会長 様

ふりがな 氏名	生年月日	昭和 平成	年 月 日	写真貼付欄 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm
本籍	性別		男□ 女□	* 写真の裏面に申請都道府県名と氏名を記入してから、のりでしっかりと貼り付けてください。 * 貼付した写真はカードに転写されます。
現住所	TEL			
試験	二級建築士 試験に合格した時期 年			
	合格通知日付	年 月 日	合格通知番号	第 号

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	年 月 日	
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□
	あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	年 月 日	
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□	ない□
あるときは、その日	年 月 日		
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□	ない□	
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□	いいえ□	

※審査欄	手数料確認	写真照合	住民票照合	合格者照合	欠格審査	名簿登録	免許証発行		
※登録番号							※登録年月日	年 月 日	※受付番号

「払込受領証」貼付欄

※郵便局に備え付けの払込用紙にて、下記指定の郵便口座に払込み納付し、その際発行される「払込金受領証」(原本)をここに貼付してください。  
(貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください)

※申請窓口にて現金でのお支払をされる方は貼付の必要はありません。

申請手数料: 19,300円 (払込手数料は申請者にてご負担ください)

■ 口座番号: 01490-5-4135  
■ 加入者名 一般社団法人島根県建築士会

(注意)

- 数字は、算用数字を用いてください。
- ※欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する□の中に✓印を付けてください。
- 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。
- 欠格事由欄の記載内容によっては、別途参考となる事項を記載した書類の提出を求める場合があります。

【提出書類】

- ①二級又は木造建築士免許申請書(本用紙)
- ②二級又は木造建築士住所等の届出(新規用/A4判)
- ③本籍の記載のある住民票の写し(原本)(発行日から6ヵ月以内のもの)
- ④証明写真2枚(6ヶ月以内に撮影したもの)  
正面上3分身、無帽、無背景、縦45mm×横35mmのもの。  
同じものを2枚使用すること。必ず写真専用の印画紙であること。
- ⑤申請手数料払込取扱票受領証(現金で支払う場合は必要ありません)

【持参する書類等】

- ①二級又は木造建築士試験合格通知書(原本)
- ②本人確認ができる公的証明書(運転免許証、パスポート等)
- ③印鑑(認印可)